

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置に関する規則
鳥取県庁内取締に関する規則
中小企業振興資金貸付規則
鳥取火災復興土地区画整理変更設計書の認可
町の区域の設置及び変更
国民健康保険規約変更認可
家畜人工授精師の免許等
道路の指定
- ◇公告 鳥取県行政書士試験の合格者
昭和三十一年十月鳥取県規則第七十一号中
訂正
- ◇正誤

規則

職員の職の設置に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十六号

職員の職の設置に関する規則

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第十八条の規定に基き、この規則を定める。

（この規則の目的）

第一条 この規則は、法令に特別の定のあるものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員その他の職員（臨時および非常勤の職員を除く。）の職の設置について定めることを目的とする。

（吏員の職）

第二条 吏員の職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てるもの

- （一）公室長（二）部長（三）課長（四）次長（五）局長（六）所長（七）場長（八）院長（九）主査（十）課長補佐（十一）係長（十二）主任（十三）

室長

二 事務吏員をもつて充てるもの

(一) 事務長 (二) 園長 (三) 校長 (四) 寮長 (五) 主事 (六) 講師 (七) 守衛長 (八) 副守衛長
三 技術吏員をもつて充てるもの (九) 久松閣管理者

(一) 病院長 (二) 副病院長 (三) 医長 (四) 分場長
(五) 総婦長 (六) 薬剤長 (七) 婦長 (八) 農林技師 (九) 商工技師 (十) 水産技師 (十一) 土木技師 (十二) 電気技師 (十三) 建築技師 (十四) 教婦 (十五) 職業指導員 (十六) 医師 (十七) 歯科医師 (十八) 薬剤師 (十九) 衛生技師 (二十) レントゲン技師 (二十一) 看護婦 (二十二) 保健婦 (二十三) 助産婦 (二十四) 栄養士 (二十五) 木炭検査員 (二十六) 営農指導員 (二十七) 船長 (二十八) 機関長 (二十九) 機関士 (三十) 航海士 (三十一) 通信士 (三十二) 車庫長 (三十三) 自動車整備士

(その他の職員の職)

第三条 その他の職員の職は、次のとおりとする。

(一) 主事補 (二) 技師補 (三) タオビスト (四) 職業指導員 (五) 薬剤師 (六) レントゲン士 (七) 看護婦 (八) 保健婦 (九) 助産婦 (十) あんま師 (十一) 栄養士 (十二) 歯科衛生士 (十三) 齒科技工士 (十四) 調理士 (十五) 木炭検査員 (十六) 営農指導員 (十七) 機関士 (十八) 航海士 (十九) 通信士 (二十) 小使長 (二十一) 交換室長 (二十二) 技工長

2 前項の規定にかかわらず、その他の職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

(一) 守衛 (二) 小使 (三) 清掃夫 (四) 運転手 (五) 交換手 (六) 技工 (七) 炊事夫 (八) 汽缶士 (九) 常農夫 (十) 業手 (十一) 水夫 (十二) 道路手

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

2 この規則施行の際、現に単純な労務に従事している

職員については、第二條および第三條第二項の規定にかかわらず引続き第三條第二項に規定する職に充てることができる。

鳥取県庁内取締に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七十七号

鳥取県庁内取締に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県庁(出先機関を含む。)における公務の適正な運営をはかり秩序を維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(禁止)

第二条 庁舎または構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 庁舎または物品を故意にき損する行為
二 通行の妨害となる行為またはけん闘にわたり執務

をさまたげる行為

三 威嚇的行為 粗野または乱暴な言動で他人に迷惑をかける等の行為

四 はなはだしく不体裁にわたる行為

(許可)

第三条 庁舎または構内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事(出先機関にあつてはその長または管理者。以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定めた行為についてはこの限りでない。

一 物品販売

二 寄附の勧誘

三 講演その他宣伝行為

四 同一目的をもつた者が多数で庁舎または構内を使用する行為

五 その他これに類する行為

2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定により許可したときは、当該申請者に許可証（別記第二号様式）を交付する。ただし、許可証の交付を要しないと認めたものについては、これを省略することができる。
- 4 知事は、第一項の許可をする場合において必要な条件をつけることができる。
- （参観）
- 第四条 参観のため多数の者が庁舎に入ろうとするときは、あらかじめ日時、所要時間、参加人員および責任者の住所氏名を知事に申し出なければならない。
- 2 知事は、前項の申し出があつた場合において、特別の事情があるときは日時の変更その他の条件をつけることができる。
- （違反行爲）
- 第六条 知事は、第二条もしくは第五条の規定に違反した者または第三条の規定による許可を受けず、もしくは許可申請書の事実と相違し、または許可の条件に違反した者に対し、必要な処置を命ずることができる。

（火災予防）

第五条 庁舎および構内においては、火災予防のため次に掲げる行爲をしてはならない。

一 みだりに引火または発火しやすい物品を持ち込むこと。

二 廊下、倉庫、車庫等において喫煙すること。

三 引火または発火しやすい物件の近くで火氣を取扱うこと。

附 則

この規則は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

第一号様式

許可申請書

代表者	氏名（名称および氏名）	年令
住所		職業
行爲の目的および内容の概要		
行爲の場所又は範囲		人員

期 間

年	年	月	月	日	日	時	時	分	分
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

右のとおり をしたので許可されるよう申請します。

年 月 日

代表者 氏 名 職 業

鳥取県知事 氏 名 職 業

第二号様式

第 号

許可証

代表者 住所 氏 名 職 業

鳥取県庁内取締に関する規則第三条により左記の行爲をすることを許可する。

許可行爲 記

場所および範囲

期 間

年	年	月	月	日	日	時	時	分	分
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 職 業

鳥取県規則第七十八号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則

（総則）

第一条 知事は、中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和三十一年政令第百五十二号）に定めるほか、

この規則の定めるところにより、中小企業等協同組合の施設および中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金を貸し付ける。

(貸付の対象およびその率)

第二条 前条に規定する資金および貸付率は次のとおりとする。

一 事業協同組合または協同組合連合会が設置する施設であつて、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第一項第一号または第九条の九第一項第三号に掲げる施設に要する資金

(当該資金の二分の一以内)

二 企業組合が経営の合理化のために設置する施設に要する資金 当該資金の二分の一以内

三 中小企業者が経営の合理化のために設置する設備に要する資金であつてこの設備が中小企業の振興に著しく寄与すると認められるもの

当該資金の二分の一以内

(貸付金の償還期間)

第三条 貸付金は、貸付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から四年間に年賦または半年賦により均等に償還しなければならない。

(担保義務)

第四条 借主は、三人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人のほか、知事が必要と認める場合は、借主は当該貸付金の貸付対象物件及びその他の物件を担保に供しなければならない。

(損害保険)

第五条 借主は、貸付対象物件に損害保険をつけなければならない。

(貸付の申請)

第六条 貸付を受けようとする者は、貸付申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

一 中小企業等協同組合にあつては、組合施設設置計画書

二 中小企業者にあつては、機械設備近代化計画書

(貸付)

第七条 知事は、貸付申請書を審査し、貸付することを決定したときは、貸付対象物件の貸付額を内定し貸付を受けようとする者に対してこれを通知するものとする。

2 貸付額が決定したときは、知事は貸付金の決定通知を発し、貸付を受けようとする者は、別に定める請書を知事に提出するものとする。

3 貸付金は、貸付対象物件の設置を完了し、かつ貸付対象物件につきその全額の支払を完了したときに貸し付ける。ただし特別の事情がある場合はこの限りでない。

(県の監督権)

第八条 貸付を受けようとする者が、貸付対象物件に関する計画を変更しようとするとき、または借主が貸付対象物件をその目的に使用せず、もしくは譲渡または当該物件につき重大な変更を加える等既定の計画の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を

受けなければならない。

2 知事は必要に応じて借主の経営および貸付対象物件について調査し、指示することができる。

(報告)

第九条 借主は、次に掲げる事項について知事に報告しなければならない。

一 毎会計年度の四半期ごとに、貸付対象物件の利用状況

二 貸付対象物件および借主の経営につき重大な事故が発生したときは当該事故の概要。

(運用)

第十条 この規則に定めるもののほか、その運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分から適用する。ただし附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十年度以前に中小企業等協同組合の共同施設

の設置および中小企業の設備近代化施設の設置のため交付した補助金にかかる収入金は特別会計の歳入とする。

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地區画整理施行者鳥取県知事遠藤茂より昭和三十一年八月二十八日発道第一三五号で申請の鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地區画整理変更設計書を認可する。

昭和三十一年十月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和三十一年十一月一日から、倉吉市において次のとおりあらたに昭和町の区域を画し、

並びに宮川町、駄経寺及び巖城の区域を変更する旨倉吉市長より届出があつた。

昭和三十一年十月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 昭和町を画する区域

町
字
地
番

宮川町
池ノ上
二二〇ノ一

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一二三ノ一〇	一二三ノ九	一二三ノ八	一二三ノ二	一二三ノ一	一二二ノ五	一二二ノ四	一二二ノ三	一二二ノ一	一二〇ノ五

鳥居嚙

[illegible][illegible]

" " " " " " " " " " " " " " " "

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 駒田 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

四八三ノ一
四八三ノ二
四八四ノ一
四八四ノ二
四八五ノ二
四八五ノ三
四八五ノ四
四八五ノ五
四八六
四八七
四八八
四八九ノ三
四九〇ノ三
四九二ノ三
四九三ノ三
四九四
四九五
四九六

H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H. H.

フ
ン
ド
川

四九七ノ一
四九七ノ二
四九八ノ一
四九八ノ二
四九八ノ三
四九九ノ一
五〇〇ノ一
五〇〇ノ二
五〇〇ノ五
五〇〇ノ六
五〇〇ノ七
五〇〇ノ八
五〇〇ノ九
五〇〇ノ一〇
五〇〇ノ一一
五〇〇ノ一二
五〇〇ノ二三
五〇〇ノ一四

[illegible]

烟 銚

一八四ノ一〇
一八四ノ六
一八五ノ一
一八六ノ一
一八四ノ八
四五五ノ一
四五五ノ二
四五五ノ四
四五六ノ一
四五七ノ四
四六三ノ四
四六四内第一
四六四ノ三
四六六ノ四
四六七ノ一
四六七ノ三
四六八ノ一
四六八ノ二

" " " " " " " " " " " " " " " "

[illegible]

四六八ノ五
四六八ノ六
四六八ノ七
四六九ノ二
四六九ノ三
四七〇ノ一
四七〇ノ二
四七四ノ二
四七五ノ一
四七五ノ二
四七六
四七七ノ一
四七八ノ一
四七八ノ二
四七九
四八一
四八〇
四八二

鳥取県知事 遠藤 茂

[illegible]

公
告

昭和三十一年十月十二日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十一年十月二十六日

鳥取県知事 遠

藤

茂

泉
晴
明

正誤

昭和三十一年十月十九日鳥取県規則第七十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤
1	1	1	誤
2	1	1	誤
3	1	1	誤
4	1	1	誤
5	1	1	誤
6	1	1	誤
7	1	1	誤
8	1	1	誤
9	1	1	誤
10	1	1	誤
11	1	1	誤
12	1	1	誤
13	1	1	誤
14	1	1	誤
15	1	1	誤
16	1	1	誤
17	1	1	誤
18	1	1	誤
19	1	1	誤
20	1	1	誤
21	1	1	誤
22	1	1	誤
23	1	1	誤
24	1	1	誤
25	1	1	誤
26	1	1	誤
27	1	1	誤
28	1	1	誤
29	1	1	誤
30	1	1	誤
31	1	1	誤
32	1	1	誤
33	1	1	誤
34	1	1	誤
35	1	1	誤
36	1	1	誤
37	1	1	誤
38	1	1	誤
39	1	1	誤
40	1	1	誤
41	1	1	誤
42	1	1	誤
43	1	1	誤
44	1	1	誤
45	1	1	誤
46	1	1	誤
47	1	1	誤
48	1	1	誤
49	1	1	誤
50	1	1	誤
51	1	1	誤
52	1	1	誤
53	1	1	誤
54	1	1	誤
55	1	1	誤
56	1	1	誤
57	1	1	誤
58	1	1	誤
59	1	1	誤
60	1	1	誤
61	1	1	誤
62	1	1	誤
63	1	1	誤
64	1	1	誤
65	1	1	誤
66	1	1	誤
67	1	1	誤
68	1	1	誤
69	1	1	誤
70	1	1	誤
71	1	1	誤
72	1	1	誤
73	1	1	誤
74	1	1	誤
75	1	1	誤
76	1	1	誤
77	1	1	誤
78	1	1	誤
79	1	1	誤
80	1	1	誤
81	1	1	誤
82	1	1	誤
83	1	1	誤
84	1	1	誤
85	1	1	誤
86	1	1	誤
87	1	1	誤
88	1	1	誤
89	1	1	誤
90	1	1	誤
91	1	1	誤
92	1	1	誤
93	1	1	誤
94	1	1	誤
95	1	1	誤
96	1	1	誤
97	1	1	誤
98	1	1	誤
99	1	1	誤
100	1	1	誤

正

一 下 十 第四十一条の一 第四十二条の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

發 印

刷	鳥	行	鳥
所	取	者	取
	県		県
鳥	鳥	鳥	鳥
取	取	取	取
	市		市
	東		東
県	町		町
	取		取

印
刷
所 縣